

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和元年12月4日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

12月4日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第61号所管分の審査-----	2
質疑（松本暁彦委員、弘豊委員、藤浦雅彦委員）	
議案第70号の審査-----	7
質疑（松本暁彦委員、弘豊委員）	
議案第71号の審査-----	10
質疑（松本暁彦委員、弘豊委員）	
議案第73号の審査-----	12
質疑（松本暁彦委員、弘豊委員、藤浦雅彦委員）	
採決-----	15
閉会の宣告-----	16

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和元年12月4日(水) 午前 9時59分 開会
午前11時 7分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 野口 博 副委員長 南野直司 委員 藤浦雅彦
委員 弘 豊 委員 三好義治 委員 松本暁彦

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市長公室長 山本和憲 同室次長 大橋徹之
政策推進課長 大西健一 人事課長 浅尾耕一郎
総務部長 井口久和
財政課長 谷内田修 市民税課長 妹尾紀子 納税課長 船寺順治
建設部長 高尾和宏 同部参事兼都市計画課長 西川 聡
同部参事兼道路交通課長 永田 享

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

1. 審査案件

議案第61号 令和元年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分
議案第70号 摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件
議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第73号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○野口博委員長 皆さんおはようございます。ただいまから総務建設常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本会議に引き続きまして、本日は総務建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の案件は、先の本会議で当委員会に付託されました4件についてご審査をいただきます。どうぞ慎重審査の上、ご可決、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

一旦退席をさせていただきます。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名員は藤浦委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

議案第61号所管分の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 おはようございます。

それでは、私からは1点確認でさせていただきます。

こちら6ページの款7の土木費、道路橋りょう費の千里丘三島線(東側)道路改良

事業について、こちらの内容についてお聞かせください。

以上です。

○野口博委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、松本委員のご質問にお答えさせていただきます。

内容につきましては、千里丘三島線(東側)道路改良事業の当初予算で、事業用地の対象地区に居住されている3件の借家人の移転補償費として、当初予算としては7,201万8,000円を計上しておりますが、そのうちの1件の借家人の方に対しての交渉につきまして、随時先方とは交渉を続けておりましたが、その交渉の結果、明け渡し時期が年度をまたぐこととなり、明け渡し完了後の支払いが翌年度となりますことから、移転補償費の一部を繰り越しさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 予定したものが翌年に、交渉が長引いてということで理解をいたしました。しかしながら、それについては着実に実施をされるというところを認識しております。引き続き、しっかりとやっていただければと思います。

以上です。

○野口博委員長 ほかにございませんか。弘委員。

○弘豊委員 それでは、私のほうからそれぞれ確認になるかと思うんですけども、質問させていただきたいと思います。

一つ目は、今、松本委員からも質問がありました千里丘三島線の件なんですけれども、物件の移転補償のところ少し長引いたというようなことになりましてけれども、大体スケジュール的には、その物件

は交差点付近になるかと思うんですけれども、今でも結構交差点のところでたまりが少なく、人が大勢はみ出すような形になってるかと思うんですが、いつぐらいの時期にその立ち退きなり、土地の部分の確保ができるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

それから2点目に、債務負担行為の部分で収納事務事業の分が、こちらの委員会の所管になるかと思うんですが、コールセンター業務、今後5年間の分でまた契約されてるかと思うんですけれども、契約の中身については、変更みたいなことがあるのか、これまでどおりで行くのか。その点について教えていただきたいです。

それからもう一点、地方債の補正の分なんですけれども、災害復旧事業債ということで、今回は240万円組まれます。本会議でも説明があったかなと思うんですけれども、ごみ処理施設のフェニックスの分が、今年の台風で被害を受けてるということで、その修繕と聞いておりますが、去年の台風、地震等にかかわっては、随分と市の施設としても修繕が必要になって、去年は1億円を越すような形で災害復旧事業債というようなことで組んだかと思うんですが、その対象となるそういう事業がどういうもので、財政措置なんかも含めて、この仕組みについてを1回聞いておきたいなと思って、質問しておきます。

以上です。

○野口博委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、弘委員のご質問にお答えさせていただきます。

千里丘三島線道路改良事業につきまして、委員がおっしゃる物件につきましては、複数入居する借家人と、皆さんと並行して交渉を進めておりまして、全ての方とは年

度内に契約する見込みでございます。また、以後皆さんの明け渡し完了後、土地建物の所有者の方とも契約していく段取りで、今、進めているところでございます。横断歩道の部分の安全対策につきましては、令和2年度に交差点付近の用地買収が完了した後、交差点部分の一部供用に合わせまして、歩行者だまりのスペースも確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 船寺課長。

○船寺納税課長 債務負担行為の補正、収納事務事業、コールセンター事業についてご説明申し上げます。

本件は、債権回収のノウハウを有する民間の事業者、現年の分につきまして、電話による納付督促を委託するものでございまして、いわゆるうっかり忘れや、通知書をごらんになってない方に対しまして、早期に対応することで、現年度の徴収率の向上を目指すものでございます。

委託の内容につきましては、今後詳細な仕様書を定めて、業者選定に当たっていきたくと思いますが、現行、責任者1名でオペレーター2名、原則9時から5時、年16回は20時までやっております。プラス原則毎月第4土曜日の9時から12時の内容で委託をしておりますけれども、少しでも徴収率が上がるような形で仕様書を定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、私のほうからは地方債に関するご質問にお答えいたします。

今回の地方債につきましては、委員がおっしゃっていただいておりますとおり、フェニックスが昨年度被災して、その復旧に係る

整備費の負担という形になっております。被災したものですので、この整備につきましても、国から災害復旧のための負担金の一部出ております。それを除きまして、各市町村の負担割合に応じて、今回負担をして、それに対して100%起債を充当するというものになっております。

以上です。

○野口博委員長 弘委員。

○弘豊委員 最初の千里丘三島線の部分については、松本委員からもあったみたい、やっぱりスケジュールどおりしっかりと取り組んでいただけたらと思うのと、やっぱりあの交差点の部分の安全対策というような面では、急いで取り組んでほしいという声もやはりありますので、ぜひぜひお願いしておきたいと思います。

それから、コールセンター業務のところなんですけれども、これまでもやっておられるとのことなんですけれども、一定の効果があるというふうには思うんですが、最近は固定電話がどんどん減って行って、携帯でしかつながらない、携帯しかお持ちでないというような方もふえてるかというふうに思うんですけれども、連絡を入れる際に、そういったことで支障というか、なかなか本人とつながらないなみたいなことがあるんじゃないかと思うんですが、そういったことはどうでしょうか。ちょっと1点お聞きしておきたいと思いません。

それから、災害復旧事業債のほうなんですけれども、国からの財政措置という点では、元利償還の分が次年度以降の基準財政需要額のところに反映されてくるみたい、そういうことかなと思うんですけれども、それっていうのは、本市がいわゆる交付団体か不交付団体かみたいところで

もって、やっぱりその差があるのかなって思ったりするんですが、ちょっとそこらあたりの仕組みをもう一度聞かせてもらえたらなと思います。

以上、2点。

○野口博委員長 船寺課長。

○船寺納税課長 コールセンター業務におきまして、電話番号等はどのようにして把握しているかとのご質問でございますが、電話番号の不明な方につきましては、コールセンターにおいて104で調査していただいておりますけれども、おっしゃるように、最近は携帯電話のほうをお持ちの方が多くなっておりまして、携帯電話のほうで連絡がとりやすいということがございます。そういうことで、窓口のほうに来られる方とか、税の相談でお電話がかかってきたときには、必ず連絡がつく電話番号を最初にお聞きして、相談等に対応するようにしております、その電話番号を必ずコールセンターへ対象者をお渡しするときにお知らせして、こちらの電話番号におかけくださいということで、そちらの番号から連絡をとるような形で、ちょっとでも連絡がとれるような形で対応しております。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは地方債、今回の災害復旧事業債の元利償還に関して、財政措置がどうなのかということについてお答えいたします。

委員がご指摘のとおり、今回の災害復旧事業債については、今後の地方交付税、普通交付税の基準財政需要額にその一部が算入されるという形になっております。算入率につきましては、47.5%を最低限として、財政力に応じて、最大85.5%までその元利償還金が基準財政需要額に

算入されるという形になっております。

将来的に、交付税が不交付なのか、交付なのか見通しとしては少し難しい面がございますけれども、この元利償還金の算入額を除いて交付団体であった場合、今回の元利償還金の47.5%は、最低限交付税として返ってくるという形になるものでございます。

以上です。

○野口博委員長 弘委員。

○弘豊委員 コールセンター業務のほうは、やっぱり昨今のいろいろと事情もあって、そういうことでの対策をとっていただいているということです。携帯電話等々、やっぱり本人がちゃんと知らせてくれたら、そこで連絡がとれるかというふうに思うんですけれども、やっぱりわからないところが多いんだらうなということもあって、そういったところの働きかけ、郵送だけではなかなか難しいというようなこともあるんだらうと思うんですけれども、また、対策等については、引き続き考えていただけたらと思います。

地方債の分については、ご説明でわかりました。最初240万円という額で基金とかもつくったりしてるし、どういうところから出すのが妥当なのかなみたいなことでいうと、やはり少しでも有利な形で、財政的に考えられてのことだというようなこともわかりました。その点については、了解しました。

以上です。

○野口博委員長 ほかにございますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

今回の補正予算は、まず1点は、主に人件費の補正ということになっていきますので、通例はそれぞれ人事異動に伴って、人

件費のこの増減が発生するのに加えて、後の条例改正の中にも出てくるんですけど、人事院勧告によって、遡及した分が含まれてるということで、その条例の中身については結構ですけども、その影響と、人事院勧告のこの遡及した分、若年層の給料を上げた分とか、勤勉手当を上げた分とか、あと期末手当が一部上がった分とか、それから通常的人事異動等での影響と、ちょっとその人事院勧告の分については、幾らかこの一覧表はもってるんですけど、もう一度改めて、この補正予算書と合わせて、その影響がこれで、通常的人事異動分としてはこれぐらいですということの、ご説明をいただきたいと思います。それが1点目。

それから2点目ですが、先ほど来ちょっと質問に挙がっていますが、千里丘三島線の道路改良事業の繰越明許の関係で、ちょうど千里丘駅南交差点のテナントビルの交渉に当たられてきたと思うんですけども、当たってるのは店舗部分で、4店舗あって1店舗は移転が完了してるということで、あと3店舗やったんですけどね。本体のビルはどうなるんだらうと、私は思ったんですけども、最近、開発のための看板を立てられていまして、来年4月1日着工ということで、3階建てのテナントビルということで看板が上がってますので、市民の人は、いよいよ今のテナントビルを潰して建てかえるんやなど、交渉がうまいこといってるんやなど、みんな認識をされてると思うんですけど、そんなんで、もう皆さんご存じですから、いよいよ改良工事に向けて進んでいくんだなということを確認されてると思うんですね。

今のこの事業の中では、来年度改良の予算をとって、来年度の交差点部分の完成を目指して進んでいくと私は理解をしてる

んですけども、全体としては令和5年度で完成ということなので、あわせてというか、引き続きというか、その他の部分についても、随時進めていくということになるんだろうと思っています。それはそれでいいと思うんですけど、もし間違っていたら、ちょっとご答弁いただきたいと思うんですが。

それで、その交差点改良部分が、まず完成をして、右折レーンが整って、歩道がつくということで、随分安全になります。今、千里丘ガードの大型車両規制があり、摂津市側から吹田市側へ抜けることができますけど、吹田市側からは入ってこれないこととなっており、理由がその辺の改良であったと思うんですけども、そういう意味では、令和2年度で交差点の改良が完了するということですから、どうかその辺の解除を合わせて、私は前から申し上げてますが、香露園1号線側のほうの大型車両の規制も、今後しっかり進めていただきたいということで、これは要望としておきたいなと思いますので、お願いいたします。これが2点目ですね。

それから、災害復旧事業債の関係で、先ほど事業債の性質についてはよくわかりました。また、フェニックスがどんな災害を受けたのかということについては、ほんとは民生常任委員会の領域になっていまして、ここで本来聞くべきものではないわけですが、どうも聞いてみると、どんな災害があったのかということは、何かお問いがなかったということでございますので、財政課長は多分その辺のことも全部把握はされてると思いますので、この際、どの程度の被害があったのかということをお答えできるのであれば、全容を教えてくださいたいと思います。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、私のほうから人件費に関しますお問いの件に関しまして、答弁をさせていただきます。

今回の人事院勧告の影響ということのお問いでございますけれども、今回は委員がおっしゃられましたように、若手の職員ですね、若年層を中心とした給料表の水準の引き上げということが示されておりまして、本市においても国に準じて、この改正を行っていきたいと考えているところでございます。

この部分の影響で申し上げますと、一般会計では1,737万円ほどということになってございます。その要因ということになるんですが、マイナスの要因としましては、人事異動分ということで5,931万円ほどがマイナスということになっております。このマイナスの中身についてなんですけれども、当初予算の積算を行って、以後にご退職をされた方、その方の人件費でありますとか、4月以降、育児休業に入られて、その間の給与の支給がなかった方、このような方が何名かおられまして、この部分について、当初予算との差分が出ておりました。先に申し上げましたこの人事院勧告の部分と合わせまして、4,200万円弱の減額ということで、今回補正をさせていただくということでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、藤浦委員の質問の内容について、ちょっと答弁させていただきますと思います。

今回の対象の物件につきましては、権利者のほうと話が進んでまして、おっしゃるように令和2年度に更地の状態で協議は進めておりますが、確保できた用地につきましては、歩行者の安全確保の目的で、暫

定的な整備を考えております。

よって、最終的に右折レーン等につきましては、令和5年度の完成を目指して進めていく予定でございますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、災害復旧事業債に関する質問にお答えいたします。

今回、災害復旧事業費、総額としては約15億円弱の復旧事業をされると聞いております。それを各団体の負担割合に応じて、負担していくものでございます。

内容といたしましては、大阪湾の埋め立て処分場の場内の輸送機械の設備の復旧工事などで、一番大きなものは、栈橋の改修工事ですね。これが4億3,000万円ほどで、その次に大きいものが、場内の輸送用の機器の復旧工事、そのほか、場内の配管設備の復旧工事でありますとか、排水処理施設の安定工事とか、そういった工事を合わせまして、先ほど申し上げた15億円弱ほどの復旧工事をされると伺っております。

以上です。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 まず、人件費の概略はわかりましたので、それは大丈夫です。

先ほどの千里丘三島線の改良のイメージがちょっとずれてますので、この場でなかなか聞いても難しいので、後でまた詳しく地図を見ながら話をさせていただきたいと思っておりますので、これはこの程度で結構です。

あと、フェニックスの災害の概略もわかりました。

質問を終わります。

○野口博委員長 ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時26分 再開）

○野口博委員長 再開いたします。

議案第70号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、質問をさせていただきます。

まず、改めてこの条例の概要、どのような目的を持って変更したのか。どのような効果、役割を求めているのかお聞かせください。

以上です。

○野口博委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 そうしましたら、私のほうから答弁をさせていただきます。

今回の改正条例につきましては、令和2年4月1日付で予定をさせていただいております機構改革に伴うものでございまして、今回の機構改革の大きな趣旨と申しますか、テーマといたしましては、一つ目に子どもの安全・安心、二つ目に市民の生命・財産の確保の観点、それと三つ目に公共施設の最適化、長寿命化の観点、四つ目にまちの活性化を見据えた市の魅力の観点、それと五つ目に多様化する行政ニーズを踏まえての観点ということで、これら五つの観点をもとに、市全体の組織の機構改革ということで考えているものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 条例の全体の概要については、理解をいたしました。

それでは、改めて個々にちょっと確認をしていきたいと思います。

この中で、まず市長公室の観点でいいますと、財産管理のところ、FM推進等々を含めてまとめるというところをお聞きしておりますが、その件について内容をお聞かせください。そして、また防災の件につきましても、防犯・防災というところで、どのようになるのかというのをお聞かせください。

そして、これは確認ですけれども、市民生活部も生活環境部に改めて言うところで、その趣旨というのをお聞かせいただければと思います。

3点です。

○野口博委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 そうしましたら、答弁申し上げます。

まず、FM推進の観点ですけれども、FMの担当につきましては、2年前ですね。政策推進課内にプロジェクト的な位置づけをもって、設置をしたものでございます。この2年の間にFM、つまり市全体のファシリティマネジメントを推進するための土台といいますか、計画を策定するという目的で、2年間という考え方のもとにプロジェクトチームを位置づけてきたものでございまして、令和2年度以降は、実際に計画に基づき、推進をしていくと。個々の公共施設に、それぞれ取り組みを進めていくということで考えておりますので、市長公室にございましたFM推進担当を総務部のほうに、課名はまだ今検討中なんですけれども、資産活用的な考え方のもとに、新しい課を設置する想定にしております。

この際に、やはり建築課の営繕担当のほうと大きくかかわってくることもございますので、そことのドッキングと現在の防

災管財課の管財係、これも合わせて資産活用という観点で一つの課として、効果的・効率的にFMの観点も含めて事業を進めていきたいということで、考えているところでございます。

次に、防災の観点でございますけれども、防災、いわゆる危機管理的な部分については、過去から市内でもさまざまな議論がございました。危機管理体制を強化することになってきますと、例えば災害、防犯のみならず、例えば感染症の観点であったり、情報系のコンピューターの不具合等による部分、そういったことも危機管理にかかわってくる部分なんですけれども、今回はやはり去年の災害の部分、自然災害の部分と犯罪の部分が大きくございまして、まずは防災の部分と防犯の部分を合わせて、危機管理的な名称の担当課を新たに設けて、そこでより防災、防犯の観点を強化して進めていきたいということで、考えているところでございます。

次に、生活環境部の観点なんですけれども、環境部につきましては、当時の生活環境部の中に包含されている時期もあったんですけれども、今回茨木市との環境センター、ごみ焼却所の広域化の問題については、平成26年度だったと思いますけれども、専任理事を配置して取り組みだして、平成28年度に環境部として独立をさせたわけなんですけれども、本会議場でもございましたように、基本合意に基づく連携協約のところまで到達することができまして、令和5年度には、実際に広域化がスタートする予定のところまできてまいりましたので、このタイミングで環境部と市民生活部を再び統合させて、生活環境部として、環境の観点と市民生活の観点を効果的、有機的に結びつけて取り組みを進めたいとい

うことで、部の統合を考えているということでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、FM推進の観点というところで、公共施設等総合管理計画のマネジメント、これをしっかりしていくという認識であると。それも踏まえて、公共施設の質の高いファシリティマネジメントを推進していくということでの組織になっていくのかという、これは最後確認でお答えいただければと思います。質の高いファシリティマネジメントを推進していくための、どういうことを期待しているのかという確認でございます。

そして、防犯、防災の統合、危機管理をしっかりとしていくという観点につきましては、理解をいたしました。それで、改めてここでお答えできる範囲で結構ですけども、当然ながら、地域防災計画との連携、反映ということも当然担当部署と調整しながら進めているかと思いますが、どこまで政策推進課としては、大阪北部地震の反映をどのように考慮されているのかというところを、政策側の観点としてお答えできる範囲で教えていただければと思います。

そして最後、生活環境部というところにつきましても、環境部が茨木市との広域連携を実際にしっかりと行ったという、非常に大きな大役を果たしたと、それを踏まえて、今後さらに効率化するために、市民生活部と環境部とを一緒にしたところについては、理解をいたしました。

質問は2点です。お願いします。

○野口博委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 そうしましたら、私のほうから答弁をさせていただきます。

FMの観点については、委員がおっしゃるとおりでございます。当初の国の簡便な手法による推計に基づいて、相当なコストがかかるということが明確になっておりまして、さらに人口減少と高齢化の問題についても、昨年政策推進課のほうで調査した部分についても、かなり深刻な状況が見えてまいっているところでございますので、そういったことを踏まえると、このFMをしっかりと推進していくということが、これからの市の在り様に大きく影響すると考えておりますので、委員がおっしゃっていただきましたように、しっかり取り組んでいくということで、今回機構の改革を考えているということでございます。

それと防災の観点ですけれども、基本的には防災計画につきましては、基本的な所管が総務部のほうになるんですけれども、これは全市的な問題でございます。現在総務部防災管財課のほう为主体となって、計画の見直しを進めてるということでございます。もちろんその大阪北部地震のみならず、全国的に災害というのはふえており、特に河川の問題であったりすると、摂津市は大きくかかわってくる問題でございますので、そのあたりの部分も踏まえながら、今後独立した課という組織になりますので、そこでしっかり取り組んでいけるように、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 よくこの意義というものを理解することができました。

特にFM推進については、ぜひしっかりと、今後計画に基づいて具体化して進めていただければと、その期待できる部署として思っております。

また、防災、防犯につきましても、今後

のさらなる大災害対応についても、しっかりと考慮してるというところを理解いたしました。それにつきましても、評価をいたします。

以上です。

○野口博委員長 ほかにございますか。
弘委員。

○弘豊委員 そしたら、私のほうからは質問というよりも、一つ意見として申し述べておきたいんですけども、今回事務分掌条例の改正というようなことで、詳細は機構改革でいろいろと事前にもお聞かせいただいているわけなんですけれども、市役所の仕事の中身を効果的・効率的に進めていくためにということで、今回のこういう変更をしていこうというようなことについては、理解しております。

ただ、そうした中身について、市民にもよりわかりやすく伝える努力というのにも必要だと思いますし、また市役所の中の実際の部署、レイアウトが変わってくるということだと思ってるんで、その中身についてはまだこれからだとは思ってますけれども、やっぱり効率的に仕事をしていく事務的なスペースの問題、それから、市民の皆さんの動きなんかの部分も、子どもの分野なんかでも変更があると聞いてますんで、そのところをまたしっかりと丁寧なお知らせやアプローチ、そういうようなことをお願いしておきたいなと思います。

答弁は結構です。以上で。

○野口博委員長 ほかにございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○野口博委員長 それでは、再開いたします。

議案第71号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、1点だけ確認という意味でお聞かせいただきたいんですけども、この条例につきましては、若年層を手厚くするという趣旨と理解をしております。基本的には国等の政策に合わせてるということで理解をしておりますが、なぜそのようにするのか。背景について、今どのようにとらえているのかをお聞かせください。

以上です。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の条例議案につきましては、委員がおっしゃいましたように、人事院勧告に基づくものということでございまして、国のほうで民間給与を調査した結果、若年層の部分において、月例給に開きがあったと。その部分を埋めるというような内容になってるわけでございますけれども、ここ数年でとらえてみますと、平成26年度以降、プラスの改定の人事院勧告というのが続いてございます。

その時々で、給料表の改正がある部分というのは、若年層から高年齢層に及ぶ場合もあるんですが、ただ、比較的若年層の部分について改正幅が大きいような傾向が続いてございます。ここ数年、やはり最低賃金なんかを見てみますと、20%を超える上昇を、ここ10年ぐらい続けているような状況もございまして、民間においてもさまざまな考慮がなされた上で、若年層

の処遇改善というようなことには取り組まれているのかなという、そこに国が合わせに行ってるという形で、我々としては見ているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 最低賃金の上昇と、日本の社会的なそういうような要素が背景にあるというところを理解いたしました。やはり、この賃金につきましても、職員募集にも大きく影響することかと思えます。しかしながら、民間と著しく差が出ていけないと、さまざまな状況を鑑みて、このようになっているということは理解をいたしました。

以上です。

○野口博委員長 ほかにございますか。

弘委員。

○弘豊委員 私のほうからは、1点だけお聞かせいただきたいと思うんですけども、この条例の中で、これまであった通勤手当の部分で、一部改正というか、削除する部分があると聞いております。そのエコ通勤というように、自転車通勤等をされる方に対する手当というように、数年前設けられていて、今回はその見直しで削除するというようなことになりましたが、その背景と、どれぐらいの方が受けられてきたのか、実績等についても聞いておきたいなと思えます。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

委員が今おっしゃられましたように、平成27年4月から、このエコ通勤の制度というのが始まっております。その当時の条例の議案改正の折には、このエコ通勤の制度を設ける趣旨としまして、環境の配慮の

部分であるとか、それから、もう一つはやはり市内在住とか、近隣にお住まいになれる職員のプラスになるのではないかとというような、そういうような二つの観点から改正をいたしまして、きちっと効果を検証するよというよな附帯決議もいただきながら、ご可決をいただいた次第でございます。

この間、エコ通勤をされる方の推移ということで、経過を見てまいりました。実際には、数値的に申し上げますと、平成27年4月の時点で100名前後がエコ通勤の手当の支給を受けておられるような状況でございます。ここ数年で見ましても、この平成31年4月でも105名ということで、そう大きくふえてはいない状況でございます。

もう一つは、市内在住率の件ですけれども、平成27年度におきましては、職員全体では約32%の方が市内在住ということでございましたけれども、ことしの4月時点でいいますと、約29%というようにございまして、この手当の部分について、効果があったかどうかということでございますけれども、十分な効果は得られていないというような判断もございまして、このたび廃止をさせていただくということで、組合との協議も整いましたことから、今回議案として上程させていただいてる次第でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

今、答弁がありましたように、なかなかここで手当を出すことよっての効果ってよなよなことが見られないよな、はつきりあらわれてはいないよなではあるんですけども、一方で環境に配

慮したそういうエコ通勤を推奨していく
だったり、近隣にお住まいいただきたいと、
そういうことについては、引き続き課題な
のかなとは思っていますよ。だから、手当と
して今回なくしていくというようなこと
はあっても、やっぱりその職員の皆さんに
対する啓発といいますか、やっぱりアプロ
ーチみたいなことについては続けて、何ら
かの取り組みがあっただけかと思ってい
ますけれども、そこらあたりについて、
もしお考えがあれば、お聞きしておき
たいと思います。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、私のほうから
答弁させていただきます。

委員が今おっしゃられましたように、
我々としましても、給付制度としては今回
廃止ということでございますけれども、そ
の他の取り組みについては、さまざま考
えていけないといけないと思っております。

環境の部分につきましては、手当の部分
ではございませんけれども、ノー残業デー
の関係でありますとか、それから市内の
光熱水費の関係ですね。さまざま取り
組んでまいりたいと考えてございませ
んし、それから、近居の部分につきま
しても、やはり最も影響を受けるとい
いますか、そういう部分については、
災害時の対応の部分であったりする
かなと思います。この部分も、防災の
所管課のほうと、人事課も入りながら、
その体制の組み方といいますか、効果
的な手法については検討を進めてまい
りたいと考えているところでございま
す。

以上でございます。

○野口博委員長 ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で、質疑を終わら

す。

暫時休憩いたします。

(午前10時47分 休憩)

(午前10時48分 再開)

○野口博委員長 では、再開いたします。

議案第73号の審査を行います。本件に
ついては、補足説明を省略し、質疑に入
ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、これも地方税
法の改正に伴いというところで、国から
のものと理解をしております。それを踏
まえて、この改正の背景と、そしてその
概要について、改めて説明をしていただ
きたいと思っております。

以上です。

○野口博委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、今回の改
正に係る主な内容の概要について、説
明をさせていただきますと思ってい
ます。

まず、主なものとして、議案の参
考資料で申し上げますと、14ページ
から22ページになりますが、まず第
14条及び、18ページ以降の第46条、
この部分に係ります改正につきましては、
資本金の額等が1億円を超える大法人
等について、令和2年4月1日以降に開
始する事業年度から、法人市民税の電
子申告を義務化するもの、ただし、人
格のない社団等は除くとするもので
す。これにつきましては、国の現在
経済社会のICT化を踏まえまして、
官民合わせたコスト削減や企業の生
産性向上を推進する観点から、申告
データを円滑に電子提出できるよう
環境整備を進めているところでは
ございますけれども、まずは、大法人
について電子申告の義務化を図ること
と、地方税法のほうの改正がされた
ので、市税条例のほうでも同様に改
正を行う

ものがございます。

次に第15条、14ページのほうでございますが、こちらは個人市民税の非課税措置へ、単身児童扶養者を追加するというものがございます。これにつきましては、令和3年度以降に子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けている単身児童扶養者に対して、寡婦と同様に個人市民税を非課税とする措置を講じるということに、地方税法で改正されましたので、市税条例でも改正を行うものがございます。

続きまして、第29条の市民税の申告等につきましては、確定申告書の記載事項の見直しに伴う所要の改正ということで、令和2年度分以降の市民税申告書の記載事項につきまして、雑損、医療費を除く所得控除の記載が、既に給与所得者等において年末調整で記載済みであった場合、その一つ一つの項目ではなくて、合計額の控除の記載をすることによるもので、内訳の記載を要しないとするものがございます。

こちらは、所得税法における改正がございまして、市申告においても同様の取り扱いとするものがございます。

次に、16ページで、第30条の2、続けて第30条の3につきまして、先ほど申し上げました個人の市民税の単身児童扶養者に非課税措置を講じるということに伴いまして、令和2年1月1日以降、扶養親族申告書に単身児童扶養者に該当するという旨を追加されたことによりまして、扶養親族等申告書という名称も変わることが、地方税法で改正され、市税条例も改正しますというところになっております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 概要につきまして、おおむね理解をさせていただきました。

それで、この電子申告義務化というところで、本市の企業についてはどのように影響があるのかというのを1点確認したいと思います。

そして、非課税措置については単身児童扶養者を追加したと、子どもの貧困に対応するためということと、それに伴って申告書が修正をされるということで、理解をいたしました。

1点、お願いします。

○野口博委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、大法人の電子申告義務化に伴いまして、市内の企業への影響ということのご質問にお答えいたします。

平成30年度でございますけれども、本市で資本金の額が1億円を超える法人が、約300事業所ほどございます。電子申告の割合につきましては、約8割程度、電子申告を既にされているという状況ですので、あと残りの部分がどうかということにはなっておりませんが、令和2年4月1日以降の事業の開始の部分からの対応ということになってございますので、4月1日にすぐに申告をしないといけないということではございませんので、企業の方も地方税法の改正は既にされておることですので、準備はいただいております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 300事業所がありまして、約8割が実際既に電子申告ができていますと、残り2割というところであるということをお聞きいたします。それぞれ作業は進めているかと思っておりますけれども、必要に

よっては丁寧なサポートというのにも要望いたします。

以上です。

○野口博委員長 ほかにございますか。

弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。

そしたら、先ほど来、松本委員からも2点質問がありましたけれども、私のほうでも、一つには電子申告の義務化というようなことの中で、今回大法人のみというようなことになってるのかなと思うんですが、今後中小法人のところに向けても、こういうことになってくるのかなというようなことを思えば、言われたような、本当にそれが対応できる状況になるのかどうかというところだと思っておりますので、もちろんその除外規定みたいなことで、できないときにははってというようなこともあるのかなと思うんですけれども、その点については、また慎重に取り計っていただけたらなと思います。この点は、もう答弁結構です。

それともう一つの、単身の児童扶養者というようなことが、寡婦に加えて、今回つけ加わるというようなことで、ある意味未婚のひとり親家庭の方たちに対する前向きな改正かなと思っております、これまで未婚であるのと、既婚であることによって、分けていたというようなことについて問題だったのかなと思うんですけれども、ここの文言のところで、改正文は「寡婦又は単身児童扶養者」というようなことになってるわけなんですけれども、単身児童扶養者というようなことで、全部これ包含できるんじゃないのかなというようなことも単純に思ったりするんですが、そこの文言のところ、もしどうなのかということで、ちょっと1点お答えいただけたらなと思います。

○野口博委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 単身児童扶養者の非課税措置を講じる部分で、条文のところの記載の仕方というところについてのご質問であったかと思っております。

そちらにつきましては、未婚であるひとり親の方ということで、寡婦でないの、全てが含まれるということになるかどうかということもございます。地方税法でこういった文言を示すことによって、あくまでも単身児童扶養者というのが事実婚状態でないことを確認した上で、支給される児童扶養手当の支給を受けているひとり親としており、寡婦の方につきましては、子のいない寡婦の方もいらっしゃる。

そのため、「又は」と併記の形で記載させていただくものであると考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 弘委員。

○弘豊委員 今お答えいただいて、従来のその寡婦と、今回新たに加わる場所の単身児童扶養者というところ、全くイコールでないというようなところがやはりあるのかなということの中で分けて書かれるという答弁だったかと思っております。その点については、そうなのかなというようなことも思いつつ、現行については、法の改正に伴っての、今回の条例改正というような趣旨で理解しておきたいと思っております。

今後、そこをあえて分けておく必要がほんとにあるのかどうかについても、また検討してもらえたらというふうに思います。

以上です。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 今回、単身児童扶養者の項目が追加をされるということで、未婚の

方ということで、これは保育料の件であったり、みなし規定になったりとか、さまざまところでこのような形で追加されるという取り組みが進んできてると思うんですけどね。

気になるのは、一体対象者の方がどれぐらいいらっしゃるんだろうというのが、非常に気になるんですけども、なかなかここではわかんないということだったんですけど、国のほうが試算するのに大体の影響額というのを見積もってるよと聞いていますので、そういうことと含めて、答えられる範囲で摂津市の実態がどんなもんかというのをちょっと教えていただけませんか。

○野口博委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、単身児童扶養者の非課税措置を講じることによる影響ということで、国の試算をしている額の部分ということでのご質問であったかと思しますので、そのことについてご答弁させていただきます。

国では、こちらの措置を講じるとなったときに、影響額が、全国の市町村で約3億円の減収と見込んだ形になっております。本市においてどうかということになりますけれども、これは全国の人口比率で仮に計算した場合におきましては、1500分の1という計算をいたしまして、約20万円の減収の見込みと考えております。

また、対象の人数等につきましては、実際にどのぐらいの方に影響が出るかということは、今のところ未確定でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 全国的な傾向としまして、未婚の母というのはどうも増加してるという傾向にあるということで、このこと

以外にも、さまざまに支援策、子育て支援等についても拡充・拡大を考えていかないといけないということになってるということでございますので、これは多分、今の児童扶養手当を所管してる部署ですと、大体の数は把握をされてるんだと思いますけど、それはそれで後日またお聞きしたいと思いますが、そういう、全体的に貧困対策として、摂津市もしっかりと総合的に取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。要望です。

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時5分 休憩)

(午前11時6分 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第61号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第70号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定をいたしました。

議案第71号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前11時7分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建常任委員長 野口 博

総務建設常任委員 藤浦 雅彦